

# 地理情報を活用した文化遺産防災の取組に関する事例報告

目時和哉

## Disaster Prevention Efforts for Cultural Heritage Using Geographic Information: A Practical Report METOKI Kazuya

岩手県立博物館 020-0102 岩手県盛岡市上田字松屋敷 34. Iwate Prefectural Museum, Morioka 020-0102, Japan.

### Abstract

Although museum materials and designated cultural properties damaged in the Great East Japan Earthquake are being restored, little progress has been made in sharing information regarding the preservation of cultural heritage in preparation for emergencies. With the aim of developing a disaster prevention system for cultural heritage in response to the increasing risk of natural disasters such as severe torrential rains, an online disaster prevention map for cultural heritage has been established in Iwate and begun operations in cooperation with the International Research Institute of Disaster Science, Tohoku University. With the cooperation of local governments in Iwate Prefecture, the online map was created with location information for 84% of all cultural properties designated by the national, prefectural, and municipal governments while also protecting personal information of owners of the cultural properties. Moreover, the map contains geographic information on various disasters, which can be superimposed on the locations of the cultural properties. In addition, the map was used to conduct a disaster drill. The continuation of similar practices, utilizing feedback from the issues identified to improve the map and the training methods, is expected to contribute to improving the disaster preparedness for cultural heritage through regional cooperation.

### はじめに

2022年11月、岩手県陸前高田市において、市立博物館の新館が開館した。東日本大震災において、県内で最も多くの文化遺産が被災したとみられる同市では、現在もなおその再生に向けた取組が続けられているが、壊滅的な被害を乗り越えた資料が展示された新しい博物館の開館は、被災した文化施設及び文化遺産の再生が着実に進められていることを強く印象づけた。

その過程において、とりわけ海水損した文化遺産の取り扱い方法の開拓と普及については著しい進展がみられた。中・長期的な経過観察や、同一種の資料に対して提示された異なる方法論の間のすり合わせが課題として残されているものの、東日本大震災発災時点では世界的にみても前例が極めて少なかった海水損資料への処置について、マニュアルとなり得る一書がまとめられるまでに至っている（註1）。

加えて、大規模自然災害などの有事の際も即応可能な体制整備に向けた動きも進められている。象徴的な事例として、恒常的な専門機関である独立行政法人国立文化財機構文化財防災センターが設立されたことが挙げられる。さらに岩手県では東日本大震災の経験を

踏まえて、県の博物館等連絡協議会が規約を一部改訂・増補する形で、大規模自然災害発生時における、被災した施設支援の方法についてマニュアル化が進められた（註2）。やはり県の博物館協会が独自の総合防災計画を策定し、それに従って防災訓練を実施している神奈川県のをはじめ、有事に備えた体制整備は各自治体単位でも試みられている（註3）。

博物館の外に目を転ずると、各地に誕生したいわゆる「史料ネット」が、地域に伝わる古文書などの歴史資料等の保全に尽力しており、とりわけ私有の文化遺産については各地の史料ネットが相互に連携することで、公的機関の手が行き届かない部分をカバーするという体制が整いつつある。

このように、東日本大震災に相当するような大規模自然災害が再び発生した場合でも、誰が、どのようにして被災した文化遺産を救援するのかという点については、過去の経験に裏打ちされた形で方法論が一定程度確立されつつあるといえる。しかしながら、肝心の、何を救うべきか—すなわち有事の際に保全の措置を講ずべき対象がどこにどれくらい存在しているのかという情報の共有については、（少なくとも岩手県内におい

ては) 東日本大震災以前に比べ、さほど進展がみられないというのが実態であろう。そもそも東日本大震災において、どれほどの個人所有の文化遺産が被災し、失われたのか、正確な実態を把握するために拠るべきデータは管見の限り確認されない。

これは有事の際に限った問題ではない。西村慎太郎氏は、過去に一度調査が行われた古文書について、全体の1～2割が時間の経過に伴い所在が確認できなくなっているという都道府県単位での調査結果を引用しながら、民間所有資料が直面している散逸の危機について警鐘を鳴らす(註4)。氏が危惧するような民間所有の文化遺産保全に関する危機的状況は、指定文化財についてすら顕在化しつつある(註5)。

上述のような事態を踏まえると、自然災害の有無に関わらず、地域に所在する文化遺産の適切な情報共有を図ることがその保全上死活的に重要となってくることは言を俟たない。こうした情報共有の必要性はこれまでも声高に唱えられてきたが(註6)、それでも進展がみられなかった一因として、個人情報保護との両立に難があることが挙げられる(註7)。

個々の文化遺産に付随する個人情報の保護に最大限の配慮を行うべきことは行政上の当然の責務であるが、同時に文化遺産の保全のためにあらん限りの策を講ずることもまた、文化財行政に携わる者が果たすべき義務である。

そこで、岩手県では、東北大学災害科学国際研究所の先進的な事例に学びつつ、県と市町村が共同で、有事にも活用可能なオンラインマップの整備を試みた。さらにその活用可能性を高めるために、当該マップを使用した図上訓練を実施し、その効果と実用上の改善点を検証した。

本稿では一連の取組の過程と、そこからみえる文化遺産防災における成果と課題について述べる。

## 1 「岩手県版文化遺産防災マップ」の作成

### (1) 作成に至る経緯

岩手県立博物館では、2014年度より、東日本大震災で被災した博物館と、それを支援する専門機関とを結ぶ形で、津波で被災した文化施設と収蔵資料の再生に関するノウハウの開発と共有を主たる目的とした諸事業を、文化庁の助成金を活用して展開してきた。

発災から十余年を経た2022年度には、文化庁による Innovate MUSEUM 事業の助成を得て、博物館及び文化

財等の防災力向上に資するネットワーク形成を目指した新しいプロジェクト(「東北発 博物館・文化財等防災力向上プロジェクト」、中核館：岩手県立博物館)を開始した(註8)。

当該プロジェクトの一環として、既述のように東日本大震災以降懸案となっていた、保全すべき文化施設及び文化遺産の情報共有を一步進めるためのツールとして作成が試みられたものが「岩手県版文化遺産防災マップ」(註9)(以下見出しを除き「防災マップ」と略記する)である。

作成に当たっては、同様のオンラインマップを用いた文化遺産防災の手法を開発していた東北大学災害科学国際研究所の蝦名裕一氏に指導・助言を仰ぎ、同氏が開発していた「e コミマップ」を活用した方法論を援用させていただいた(註10)。

以上のような財政的・知的リソースを確保した上で行われた防災マップの作成過程について、次項で詳述する。

### (2) 2022年度における防災マップ作成事業の推移

#### ①情報共有の依頼

防災マップが搭載する情報は2つに大別される。1つは各種文化遺産の位置情報、もう1つがそれを脅かす自然災害の被害想定範囲の位置情報である。後者については、既に岩手県が津波、洪水、土砂災害、岩手山噴火のそれぞれについてオープンデータとして公開しており、担当部署からの許諾を得ることでそのまま防災マップに転載することが可能となった。

一方、前者に関して、国及び県指定文化財については岩手県教育委員会が、市町村指定文化財については各市町村の教育委員会等文化財担当部局が一元的に把握しているが、対象物が私有財産に当たる場合、その所在地の情報を所有者に断りなく明らかにすることは個人情報の保護に関する法律に抵触する可能性をはらんでいる。後掲資料1の通り、同法18条では学術機関に関する例外条項を備えていることから、岩手県立博物館を作成主体として、学術研究目的で情報を収集するという選択肢も想定された。しかしながら、①本事業の成果は岩手県立博物館のみならず、社会に還元・活用されるべきものであること、②例外条項の際限ない援用は避けるべきと考えられること、③防災マップの作成はあくまでも地域連携による文化遺産防災体制構築の手段であること、を主な理由として、この度の実践においては、岩手県及び県内の33市町村が共同で、

共有財を作成するものであり、岩手県立博物館が事務局を務める「東北発 博物館・文化財等防災力向上プロジェクト」はそのハブとして作成作業に参画するという枠組みを採用することとした。

以上のような文脈の下で、岩手県教育委員会及び33市町村の文化財担当者に、所管する指定文化財の位置情報の共有を依頼した。依頼は強制力を伴うものではなく、所管する文化遺産の位置情報を防災マップに搭載するか否かについては、各自治体の判断に委ねた。結果、位置情報の提供を控える自治体も複数みられたが、それも文化遺産防災のツールの採否に関する主体的な選択として尊重すべきものとする。

### ②事業の意義の共有

前述の依頼は「東北発 博物館・文化財等防災力向上プロジェクト実行委員会」（会長：岩手県立博物館長、以下「実行委員会」と略記する）から発出される文書によって行われたが、同時に本事業の意義について担当者間で共有することを目指して、文化遺産防災に関する研修会を2023年1月27日に開催した。県内の関係者約50名の参加を得た（写真1）。

文化財防災センターの中島志保氏より、文化遺産防災における地域連携の必要性を、東北大学災害科学国際研究所の蝦名裕一氏より、防災マップを用いた文化遺産防災の方法論の具体とその可能性について講演をいただいた。あわせて実行委員会事務局より、重ねて防災マップ作成事業の趣旨説明と協力依頼を行った。

### ③データの整理

岩手県及び県内市町村から寄せられた位置情報に関するデータは、実行委員会事務局（岩手県立博物館）が管理し、e コミマップにスムーズに搭載可能な形式に落とし込む作業を行った。整理されたデータ群を、e コミマップのフォーマットを用いて防災マップへと具現化させる実務は、当該マップ作成業務委託先に選定された有限会社アシストコムが担った。



写真1 2023年1月27日に行われた研修会の模様

## 2 「岩手県版文化遺産防災マップ」の運用

### (1) 「岩手県版文化遺産防災マップ」の概要

前節で詳述したような経緯で作成された防災マップの概要を以下に紹介していく。

既に述べた通り、防災マップに搭載される情報は①保全すべき文化遺産、②文化遺産を脅かすハザード情報、の2つに大別される。

①保全すべき文化遺産について搭載された情報は次の通りである。

#### 1) 国、県、市町村指定文化財

2021年3月に公開された「岩手県文化財保存活用大綱」の別表に掲載された国・県・市町村指定文化財は2800余件を数える（註11）。この約84%に当たる約2400件をマッピングした。画面上では文化財の種毎に応じたシンボルのアイコンが、指定者の別に応じて色分けされて表示される。また、私有財産で位置情報の公開が希望されないもの、無形民俗文化財や天然記念物としての動物など、特定の位置のマッピングができないものなどについては、所在する<sup>あざ</sup>字やエリアのおおよそ中央部にグレー色のアイコンで配置することとした。なお、正確な位置を表示している文化遺産についても、地番などの詳細な住所を文字情報として表示することは控えている（写真2）。

#### 2) 博物館、資料館等文化施設

文化遺産が多数収蔵・管理されている文化施設である博物館、資料館、美術館、図書館などの諸施設に加え、各市町村から情報が寄せられた埋蔵文化財収蔵庫等についても正確な位置をマッピングした。

#### 3) 遺跡位置図

「いわてデジタルマップ」（註12）に搭載された「遺跡地図」に関するGISデータの提供を受け、同内容を搭載した。画面上では、県内で確認されている遺跡について、名称や時代といった基礎的情報とともに、その位置を面的に把握することができる。具体については「いわてデジタルマップ」を参照されたい。

続いて②文化遺産を脅かすハザード情報について搭載されたものを以下に列挙する。iiの河川洪水を除き、いずれも「いわてデジタルマップ」に搭載された同名地図のGISデータを共有いただき、①の文化遺産の位置情報と重ねる形で、それを脅かす各種の自然災害の想定される影響範囲を可視化したものである（写真3）。それぞれの具体については、やはり「いわてデジタルマップ」で確認することができる。



i) 津波浸水

岩手県が「日本海溝・千島海溝沿いの最大クラスの断層モデルに加え、過去に県内で発生した最大クラスの津波も対象とした浸水想定」(註 13)に基づいて、想定した浸水域と水位を示したもの。

ii) 洪水

岩手県がホームページ上(註 14)で公開しているシェイプデータに基づき、洪水発生時の浸水範囲と水位を示したもの。

iii) 岩手山火山マップ

岩手山が噴火した際に発生が想定される火砕サージ、噴石、火砕流、降灰等の影響が及ぶ範囲を示したもの。

iv) 砂防 GIS コンテンツ

「いわてデジタルマップ」に搭載された砂防 GIS コンテンツの内、土砂災害警戒区域等と、新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」の GIS データの提供を受け、土石流や地すべりの発生が想定される区域を示したもの。

v) 治山 GIS コンテンツ

「いわてデジタルマップ」に搭載された砂防 GIS コンテンツの内、「危険区域」に関する GIS データの提供を受け、山腹崩壊や地すべり発生の危険がある区域を示したもの。

なお、以上に述べた各構成要素は 2023 年 4 月 1 日の運用開始時点のものであり、以後も追加・更新が図られている。

(2) 「岩手県版文化遺産防災マップ」の運用

前項で概要を述べた防災マップは 2023 年 4 月 1 日よりその運用が開始された。運用開始に向けた準備作業と、開始後の管理・運営の実務は実行委員会事務局(岩手県立博物館)が担っている。

運用に先立ち、実行委員会事務局において利用規約(註 15)を整備した。同規約では、平時における使用者を岩手県教育委員会及び岩手県内市町村の文化財担当職員(公立の博物館・資料館等文化施設の職員を含む)に限定している。該当する部署に対し、防災マップへのログインに要する専用の ID とパスワードを通知することで、共同作成主体(岩手県教育委員会、県内市町村、及び実行委員会)以外の第三者が防災マップに含まれる個人情報にアクセスすることを制限した。但し、大規模自然災害をはじめとする、所有者に情報提供の可否を事前に照会することが極めて困難な事態において、危機に瀕した文化遺産のレスキュー活動に要する場合には、その活動

をとともにする第三者に対し、個人情報の保護に関する法律第 18 条第 3 項を根拠として防災マップの閲覧を許可することとしている。

運用初年に当たる 2023 年度には、主たる使用者に該当する方々が防災マップに触れる機会を積極的に設けるべく、岩手県立博物館で新任の市町村文化財担当者らを対象に毎年実施している「文化財等取扱講習会」において防災マップに関するガイダンスの時間を設けたり、次節で述べる防災訓練を実施したりしたほか、有限会社アシストコムが提供している「現地調査アプリ」(註 16)も活用しつつ、使用者の側で新規搭載を希望する文化遺産等の積極的な情報提供への協力を仰いだ。

結果 2023 年度には、200 件以上(未指定の文化遺産を含む)の情報が追加登録される見込みとなっている。

### 3 「岩手県版文化遺産防災マップ」の活用

(1) 「岩手県文化遺産防災訓練」の企画

防災マップの作成は岩手県内の文化遺産や博物館等文化施設の防災力を底上げするための手段であり、それ自体が目的ではないことはいままでもない。

文化遺産及び文化施設等の防災力向上という所与の目的を達成するため、実行委員会は、令和 5 年度に作成した防災マップを活用して行う防災訓練を企画した。

内容の企画・立案と当日の運営は実行委員会事務局(岩手県立博物館)が主体となって行った。但し、内容の検討に当たっては、岩手県復興防災部防災課及び蝦名裕一氏を代表とする科学研究費研究グループ(「地理空間情報を活用した文化遺産の保全・救済手法の研究」)より、防災に関する専門的な見地から指導・助言を受けている。

訓練の内容や当日使用した資料等の詳細については、2023 年度内に「東北発 博物館・文化財等防災力向上プロジェクト」のホームページ(註 17)で公開を予定していることから、本稿では概要を紹介するに留める。

なお、本訓練は令和 5 年文化庁 Innovate MUSEUM 事業による助成を受けて実施されたものである。

(2) 「岩手県文化遺産防災訓練」の実施

「岩手県文化遺産防災訓練」は、実行委員会と岩手県博物館等連絡協議会の共催により、2023 年 11 月 24 日に実施された。主たる対象は岩手県内自治体の文化財担当者及び岩手県博物館等連絡協議会加盟館園職員であり、事前に希望を募り、応じた方が参加する形式をとった。当日は、岩手県教育委員会と県内市町村、実行委員会構成機関から計 30 名の参加を得た。

訓練は2つの柱からなる。1つは実際の災害の発生を想定して防災マップを使用し、その活用可能性と課題を探ること。もう1つは「はじめに」の項で前述した、岩手県博物館等連絡協議会が策定した有事対応マニュアルに沿って訓練を行うことで、その機動性を点検することである（註18）。

訓練は大きく分けて3つのパートから構成された。

#### ①第1次条件付与

岩手県内全域が記録的豪雨に見舞われたという条件を伝達し、参加者が所属する自治体に所在する各文化遺産の被災リスクを、防災マップを用いて確認する。

#### ②第2次条件付与

豪雨の結果、特定の文化施設及び文化遺産が被災したという条件を新たに伝達し、岩手県博物館等連絡協議会が定めたマニュアルに沿って被害状況を岩手県教育委員会に報告する。

#### ③救援計画の策定

被災した自治体を含む地域と被災を免れた地域が、必要な支援内容と、提供可能な支援内容をそれぞれ想定する。続いて想定した内容を持ち寄り、共同で被災した文化遺産及び文化施設の救援計画を策定する。

一連のプログラムを実施した後、岩手県教育委員会と視察者として参加した方々より講評をいただいた。訓練全体で要した時間は約3時間であった（写真4）。

### （3）「岩手県文化遺産防災訓練」の成果と課題

前述の通り、本訓練は文化遺産と文化施設等の地域防災力向上を主眼とするものである。本項では岩手県内の自治体から参加した方々（8市町9名）に協力いただいたアンケート結果に拠ることで本訓練の成果と課題について検討を加える。

#### ①防災マップの実用性

9名中4名が訓練参加以前に防災マップにアクセスしたことがない方であったが、訓練実施後は全ての参加者が防災マップの使用法の理解度について肯定的な評価を下していた。



写真4 防災訓練実施風景

使用法を理解した上で、やはり全員が防災マップは文化遺産や文化施設の防災上有用であると回答した。

#### ②岩手県博物館等連絡協議会有事対応マニュアルの実用性

積極的に周知する機会がなかったこともあり、訓練参加者でマニュアルの内容を事前に把握していた方は皆無であった。加えて本訓練は当該マニュアルに沿って実施されたものの、規定の内容について十分理解できたと回答した方は9名中5名に留まった。

#### ③訓練の実用性

回答者全員が訓練の有効性及び必要性に肯定的な評価を下していた。

本アンケートは回答者数が極めて限定的であることから、統計学的な定量評価に耐えないものであるが、少なくとも設問において、全員が同一の志向性を示していることを踏まえると、この回答状況から訓練に参加していない他の自治体の担当職員の実態についても一定程度類推し得るものと考えられる。

以上のような見地から回答結果を眼差すと、①からは本訓練のような実践的な使用を通じて防災マップの使用法を周知可能であること、②からはマップの使用法が適切に共有された場合でも、それを用いた救援活動を円滑に遂行するためには、マニュアルの内容の周知と不断の見直しが不可欠であること、③からは各自治体の担当者の意識として、本訓練が博物館・文化財等の防災力向上に寄与し得ると評価されたことが読み取れるであろう。

## おわりに

結びに当たり、防災マップの作成とその活用により文化遺産防災力向上を図る取組の成果と課題を小括する。

まず本実践の最大の成果の1つが、個人情報保護との両立に意を配りながら、岩手県内自治体の文化財保護行政の担当者間で共有が可能な文化遺産防災ツールを構築し得たことである。一連の取組を通じて自治体の枠を超えて文化遺産をともし守るという意識を幾分なりとも醸成できたこともまた、それに並ぶ所産といえよう。これらは当館や実行委員会のみによるものではなく、防災マップの作成に参画いただいた岩手県及び県内市町村による達成であることを強調しておきたい。

一方で、用意された手段を効果的に活用しつつ、有事の際に即応可能な体制を構築するという面からは一層の対策を必要とすることが明らかとなった。

防災マップ及び防災訓練の有効性について肯定的な評価を得られていることを踏まえれば、同様の訓練を繰り返

返していく中で見出された課題を有事対応マニュアルにフィードバックしていくことにより、より実効的な地域防災体制の整備が実現するものと期待される。

東日本大震災から十余年を経て、岩手県ではようやく次なる災害から文化遺産や博物館等文化施設を守っていくために活用し得る新たなツールを手にするに至った。

50 万点超もの文化遺産の被災を経験した岩手県だからこそ、同様の被災を繰り返さないために、為し得る限りの努めを行うことが責務になるものとする。

そのような意識の下で、次年度以降も引き続き試行錯誤を続ける中で、岩手県独自の文化遺産防災体制を築き上げていきたい。

## 謝辞

本実践を通じて、岩手県復興防災部防災課駿河芳典氏、独立行政法人国立文化財機構文化財防災センター中島志保氏、東北大学災害科学国際研究所蝦名裕一氏及び同氏を中心とする科学研究費研究グループの皆様、有限会社アシストコムの皆様にご助言、ご支援をいただいた。また、文化庁による Innovate MUSEUM 事業費の助成が一連の取組の財政的基盤となった。そして岩手県教育委員会及び県内市町村文化財担当部局のご理解とご協力の上で本取組は成り立っている。ここに記して心より御礼申し上げます。

## 註

- 1 津波により被災した文化財の保存修復技術の構築と専門機関の連携に関するプロジェクト実行委員会編『安定化処理』（初版 2014 年。2015 年改訂版刊行）など。
- 2 岩手県立博物館編『岩手県における東北地方太平洋沖地震被災文化財等の再生へ向けた取り組み—被災から 3 年目における成果と課題—』（『岩手県立博物館調査研究報告書』第 30 冊、2014 年）p47 に掲載。
- 3 神奈川県博物館協会では、ホームページ (<http://kanagawa-kenpakukyo.server-shared.com/index.html>) 上で総合防災計画や訓練に関する資料を公開している。（最終閲覧 2023 年 12 月末日）
- 4 西村慎太郎「民間所在資料散逸の要因」、『名古屋大学大学文書資料室紀要』21、pp185-219、2013 年。
- 5 直近においても、共同通信社の調査結果として、都道府県指定文化財について、31 都県で 151 の文化財が所在不明となっていることが報じられた。（2023 年 10 月 7 日配信、<https://nordot.app/1083358814146887785>、2023 年 12 月末日最終閲覧）。
- 6 前掲註 2 書 pp45-46。

- 7 こうした課題については地域の文化遺産の情報共有を試みた実践の中からも指摘されている（独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所『一文化遺産防災総合シミュレーション調査—地域の文化遺産保全リスト・地図作成事業報告書（平成 28・29 年度）』、2018 年）。なお、上の事例については文化財防災センターの中島志保氏よりご教示いただいた。
- 8 当該プロジェクトの概要については Innovate MUSEUM 事業のホームページ上で公開されている (<https://innovatemuseum.bunka.go.jp/network-case/01/>、2023 年 12 月末日最終閲覧)。
- 9 文化財保護法で定義された「文化財」に加え、自然史標本や未指定品をも包括して捉えるための概念として、「文化財等」という語用がしばしばなされる。これに異を唱えるものではないが、この度のオンラインマップ作成に当たっては、狭義の「文化財」が主であり、その他を従として位置付けるような誤解が生じるのを防ぐため、岩手県版「文化遺産」防災マップという名称を採択している。
- 10 そのため、以下に述べる防災マップが依拠する方法論に関するオリジナリティ及びプライオリティは、いずれも蝦名氏に属するものである。同氏の実践については、蝦名裕一「文化遺産マップを活用した災害時の文化遺産救済方法」（『博物館研究』第 58 巻第 2 号、pp11-14、2023 年）を参照されたい。なお、e コミマップは国立研究開発法人防災科学技術研究所が開発し、無償公開している Web マッピングシステムであり、その概要は同研究所が用意した専用サイト「e コミュニティ・プラットフォーム」（<https://ecom-plat.jp/index.php?gid=10457>、2023 年 12 月末日最終閲覧）で公開されている。
- 11 「岩手県文化財保存活用大綱」及び別表は <https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/bunka/bunkazai/1038245.html> で公開されている（2023 年 12 月末日最終閲覧）。
- 12 「いわてデジタルマップ」は <https://www.sonicweb-asp.jp/iwate/> で閲覧可能（2023 年 12 月末日最終閲覧）。これ以降言及している「いわてデジタルマップ」から引用したオープンデータについても上記サイト上で公開されたものである。
- 13 岩手県ホームページ (<https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kasensabou/kaigan/1038410/1053312/index.html>、2023 年 12 月末日最終閲覧) に掲載された「概要説明資料」による。
- 14 岩手県ホームページ (<https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kasensabou/kasen/bousai/1063250/index.html>、2023 年 12 月末日最終閲覧) で 50 件のシェイプデータが公開されている。
- 15 「東北発 博物館・文化財等防災力向上プロジェクト」ホームページ上 (<https://iwapmus.jp/bousai/concerned-person-only/>) において全文を公開している。また、利用者にはこの規約の内容に同意することを前提として使用していただく形をとっている。

- 16 現時点でリリースされているのは iOS 版のみであるが、追加したい文化遺産等へ行き、アプリ内で対象の写真を撮影し、名称などの基礎情報を入力することにより、容易に新たな文化遺産等を防災マップ上に登録することができるものである。
- 17 <https://iwapmus.jp/bousai>。なお岩手県立博物館ホームページ (<https://www2.pref.iwate.jp/~hp0910/>) 上のバナーからもアクセスすることができる。
- 18 当該マニュアルは岩手県博物館等連絡協議会が案出したものであり、岩手県内を県北・盛岡・県央・県南・沿岸の5つの支部に区分し、有事の際の被災状況報告の手順や、支部間の支援・被支援の関係（県北支部内で災害が発生した場合は盛岡及び沿岸支部がその支援を行う、など）が定められている。基本的に文化施設の被災が念頭に置かれていることや、博物館等文化施設未設置の市町村への配慮に欠けるきらいがあるといった課題は残るものの、現状では他に有事の際の行動を想定する上で抛るべき規定などが整備されていないこと、そして東日本大震災後の岩手県内では、被災した文化施設と、文化施設外に所在する文化遺産のレスキューが同一のスキームの下でシームレスに行われたという事実があることから、当該マニュアルの援用には一定の妥当性があると判断したものである。

## 要旨

東日本大震災で被災した博物館資料や各種指定文化財などが再生に向かう一方、有事に備えた保全すべき文化遺産の情報共有にはさほど進展がみられない。豪雨災害の激甚化などに伴い発災リスクが高まる中で、地域に根ざした文化遺産の防災体制整備を目指して、東北大学災害科学国際研究所と連携し、地理情報を活用したオンラインの防災マップを作成し、運用を開始した。県内の自治体と共同で作成することにより、個人情報保護と両立する形で、国・県・市町村指定文化財全体の84パーセントの位置情報と、各種ハザード情報を搭載し、両者を重ね合わせることもできるオンラインマップを整備することができた。さらに同マップを活用した防災訓練を実施した。一連の取組を通じて明らかになった課題を防災マップの設計や有事対応マニュアルにフィードバックしつつ、同様の実践を重ねることで、地域連携による文化遺産の防災力向上に資することが期待される。

**キーワード：**岩手県、文化遺産、防災マップ、図上訓練、e コミマップ

### [資料1] 個人情報の保護に関する法律（令和5年11月29日施行）

- 第十八条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
- 2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。
- 3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
- 一 法令（条例を含む。以下この章において同じ。）に基づく場合
  - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
  - 五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下この章において「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
  - 六 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。